

平成28年(2016年)7月13日

野洲市立小中学校 保護者様

野洲市教育委員会事務局
学校教育課長

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について（お願い）

平素は、野洲市の教育行政にご支援ご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成28年2月26日に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。

最近の交通事故の特徴として、自転車が関係する事故の割合が多く、歩行者と自転車の接触事故は増加傾向にあります。このような実態から、この条例には、自転車交通安全教育の推進が明記されています。学校においては、「自転車安全利用五則」に基づく交通安全教室等の実施に取り組んでいます。

また、児童生徒の自転車事故による高額損害賠償事例も見られる実態から、『自転車損害賠償保険等への加入義務（平成28年10月1日施行）』も明記されています。

中学生は、日頃から通学や部活動等の移動に自転車を利用する機会が多くあります。また、これから夏休みに入り、小学生も自転車で出かける機会が増えると考えられます。

未加入のご家庭におきましては、自転車損害賠償保険等への加入についてご検討くださいますようお願いいたします。

参考資料として、裏面の「本条例の概要」「賠償保険等の種類」（滋賀県土木交通部交通戦略課ホームページ抜粋）についてもご一読ください。

今後とも、安全教育の推進にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。

【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外（小学生までは歩道を通行できます）
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、自転車は車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並走の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

担当

野洲市教育委員会事務局 学校教育課

TEL : 077-587-6017 FAX : 077-587-3835

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(平成28年2月26日施行)

～主な内容 (第2章、第3章より抜粋)～

- 自転車交通安全教育の実施
- 幼児・児童・生徒・高齢者のヘルメット着用
- 自転車の安全で適正な利用の推進
(自転車関係法令の遵守、夜間のライト点灯、傘さし運転や携帯電話使用運転等の禁止、歩行者の保護)
- 自転車損害賠償保険等の加入義務 (平成28年10月1日施行)
- 自転車の点検整備および防犯対策 (定期的な点検整備、防犯登録、施錠)



日常生活での賠償保険等の種類

- 自転車事故の損害を補償する保険に加入しましょう。



自転車の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車保険	自転車事故に備えた保険 例：「滋賀のけんみん自転車保険」(滋賀県交通安全協会)
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共済		全労済、県民共済など
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T A の保険	P T A や学校が窓口の保険 例：「24時間総合保障制度」(滋賀県P T A 連絡協議会)
T S マーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険 (滋賀県自転車軽自動車商業協同組合)

※掛金、賠償責任補償額や補償内容には違いがありますので、ご確認ください。

【滋賀県土木交通部交通戦略課のホームページ】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kotsu-s/shiga-bicycle-law.html>

【損害賠償事例】

- ① 小学生が自転車で女性をはね、寝たきり状態にさせた。裁判所は、母親の保護者責任として、9500万円の賠償を命じた。
- ② 中学生がライトをつけずに自転車運転をして老女に衝突し、頭部外傷による後遺障害を負わせた。3100万円の賠償を命じられた。
- ③ 女子高校生が携帯電話を操作しながら片手運転中、歩行者の女性に衝突。女性は手足のしびれが残り、歩行困難になる。5000万円の賠償を命じられた。